

1 愛媛海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

昭和45年9月25日

愛媛海区漁業調整委員会会長 吉住政市

瀬戸内海における愛媛県海域においては、「さわら」を目的とする延なわ漁業の操業を禁止する。